

別紙様式第12号(第128条第1項関係)

	29.7cm以上	
20 cm 以 上	労 働 金 庫 代 理 業 者 許 可 票	
	労 働 金 庫 代 理 業	
		許可番号 金 融 庁 長 官 () 第 号
		(財務(支)局長)
		厚 生 労 働 大 臣 () 第 号
		(労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名)
	(所属労働金庫の名称)	

(記載上の注意)

- 1 「所属労働金庫の名称」には、所属労働金庫(労働金庫法(以下「法」という。)第89条の3第3項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。)の名称を記載すること。二以上の所属労働金庫があるときは、全ての所属労働金庫の名称を記載すること。
- 2 法第89条の4に規定する金庫等が労働金庫代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により労働金庫代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律(平成17年法律第106号。以下「改正法」という。)附則第13条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第89条の3第1項の許可を受けず労働金庫代理業を行うことができる者にあつては、「労働金庫代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第13条第1項の規定により法第89条の3第1項の許可を受けず労働金庫代理業を行う者である旨を表示すること。
- 4 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年法律第86号)第51条の2第1項(同法第67条において準用する場合を含む。以下4において同じ。)の規定により法第89条の3第1項の許可を受けたものとみなされる者にあつては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の2第1項の規定により法第89条の3第1項の許可を受けたものとみなされた労働金庫代理業者である旨を表示すること。